

第 3 8 号議案

福井県立美術館の設置および管理に関する条例等の
一部改正について

別紙のとおり、福井県立美術館の設置および管理に関する条例（昭和
5 2 年福井県条例第 1 号）等の一部を改正する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

福井県立美術館等の団体利用等の人数を変更するとともに、「消費税
法」等の一部改正等に伴い、使用料の額を改定したいので、この案を提
出する。

福井県立美術館の設置および管理に関する条例等の一部改正の概要

1 概 要

福井県立美術館、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館および福井県立歴史博物館の団体利用の人数を変更する。

また、消費税法の改正に伴い、施設等の使用料の改正を行う。

(改正する条例)

- ・福井県立美術館の設置および管理に関する条例
- ・福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の設置および管理に関する条例
- ・福井県立歴史博物館の設置および管理に関する条例

(1) 団体客の誘客を促進するため、団体割引の対象となる団体利用の人数を変更する。

変更前	変更後
30人	20人

(2) 消費税法の改正に伴い、施設および設備の使用料を変更する。

2 施行期日

平成26年4月1日

改正後(案)

現行

別表(第六条関係)

一 観覧料

区分	金額	備考
常個人	一〇〇円	1 団体とは、一団の観覧者の数が
設団体	八〇円	二十人以上のものをいう。
展		2 常設展は、高校生(高等学校に在
特個人		学する者およびこれに準ずる者を
別団体		いう。(以下の者および七十歳以上
展		の者については、無料とする。

二 使用料

1 施設

区分	金額	備考
第一展示室	八、八五〇円	使用者が
第二展示室	五、四五〇円	観覧料、入場
第三展示室	六、二七〇円	料等を徴収

別表(第六条関係)

一 観覧料

区分	金額	備考
常個人	一〇〇円	1 団体とは、一団の観覧者の数が
設団体	八〇円	三十人以上のものをいう。
展		2 常設展は、高校生(高等学校に在
特個人		学する者およびこれに準ずる者を
別団体		いう。(以下の者および七十歳以上
展		の者については、無料とする。

二 使用料

1 施設

区分	金額	備考
第一展示室	八、六〇〇円	使用者が
第二展示室	五、三〇〇円	観覧料、入場
第三展示室	六、一〇〇円	料等を徴収

貸展示室	三、〇九〇円	五、〇四〇円	七、八二〇円	する場合、上記の金額
ギャラリー	一、六五〇円	二、六七〇円	四、二二〇円	の三割増しとする。
野外展示場	六〇〇円	九七〇円	一、六五〇円	の三割増しとする。
講堂	二、五七〇円	四、一一〇円	六、五八〇円	とする。
第一研修室	一、六五〇円	二、六七〇円	四、二二〇円	
第二研修室	一、六五〇円	二、六七〇円	四、二二〇円	
第三研修室	二、〇六〇円	三、一九〇円	五、一四〇円	
第四研修室	一、六五〇円	二、六七〇円	四、二二〇円	
会議室	六〇〇円	九七〇円	一、六五〇円	
荷解室	一、九五〇円	二、九八〇円	四、七三〇円	

2 設備

区分	金額 一回(五時間以内)につき
オーバーヘッドプロジェクター	三四〇円
ワイヤレスマイク	一三〇円
(削る)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	

貸展示室	三、〇〇〇円	四、九〇〇円	七、六〇〇円	する場合、上記の金額
ギャラリー	一、六〇〇円	二、六〇〇円	四、一〇〇円	の三割増しとする。
野外展示場	五八〇円	九四〇円	一、六〇〇円	の三割増しとする。
講堂	二、五〇〇円	四、〇〇〇円	六、四〇〇円	とする。
第一研修室	一、六〇〇円	二、五〇〇円	四、〇〇〇円	
第二研修室	一、六〇〇円	二、五〇〇円	四、〇〇〇円	
第三研修室	二、〇〇〇円	三、一〇〇円	五、〇〇〇円	
第四研修室	一、六〇〇円	二、五〇〇円	四、〇〇〇円	
会議室	五八〇円	九四〇円	一、六〇〇円	
荷解室	一、九〇〇円	二、九〇〇円	四、六〇〇円	

2 設備

区分	金額 一回(五時間以内)につき
オーバーヘッドプロジェクター	三三〇円
ワイヤレスマイク	一二〇円
カセットテープレコーダー	二二〇円
スライド映写機	五三〇円
八ミリ映写機	三三〇円
十六ミリ映写機	三、一〇〇円
三十五ミリ映写機	三、八〇〇円
ビデオテープレコーダー	一、四〇〇円

(削る) (削る) モニターテレビ (削る) (削る)	六〇〇円
ビデオ編集機 ビデオカメラ モニターテレビ エッチングプレス機 リトグラフプレス機	三、一〇〇円 二、八〇〇円 五八〇円 一、六〇〇円 一、二〇〇円

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正後(案)

現行

別表(第四条関係)					別表(第四条関係)				
団体	区分	金額	備考	展 設 人 観 覧 す る 場 合	団体	区分	金額	備考	展 設 人 観 覧 す る 場 合
団体	常 個 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	一〇〇円	1 団体とは、一団の観覧者の数が二十人以上のものをいう。	展 設 人 観 覧 す る 場 合	団体	常 個 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	一〇〇円	1 団体とは、一団の観覧者の数が三十人以上のものをいう。	展 設 人 観 覧 す る 場 合
	共 通 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	八〇円	2 観覧券とは、資料館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。	展 設 人 観 覧 す る 場 合		共 通 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	八〇円	2 観覧券とは、資料館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。	展 設 人 観 覧 す る 場 合
団体	特 個 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	八〇円	3 共通観覧券とは、資料館が展示する資料の観覧および教育委員会規則で定めるものの観覧に共通して利用することができる券をいう。	展 設 人 観 覧 す る 場 合	団体	特 個 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	八〇円	3 共通観覧券とは、資料館が展示する資料の観覧および教育委員会規則で定めるものの観覧に共通して利用することができる券をいう。	展 設 人 観 覧 す る 場 合
	別 人 観 覧 す る 場 合	「特別展個人観覧料」という。	4 次に掲げる者が常設展を観覧しようとする場合の観覧料は、無料とする。	展 設 人 観 覧 す る 場 合		別 人 観 覧 す る 場 合	「特別展個人観覧料」という。	4 次に掲げる者が常設展を観覧しようとする場合の観覧料は、無料とする。	展 設 人 観 覧 す る 場 合
団体	共 通 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	特別展個人観覧料の八割に相当する額	(一) 小学校、中学校、高等学校およびこれらに準ずるものに在学する者	展 設 人 観 覧 す る 場 合	団体	共 通 観 覧 券 に よ り 観 覧 す る 場 合	特別展個人観覧料の八割に相当する額	(一) 小学校、中学校、高等学校およびこれらに準ずるものに在学する者	展 設 人 観 覧 す る 場 合
	特 別 展 個 人 観 覧 料 の 八 割 に 相 当 す る 額	(二) 小学校就学の始期に達するまでの者	(三) 七十歳以上の者	展 設 人 観 覧 す る 場 合		特 別 展 個 人 観 覧 料 の 八 割 に 相 当 す る 額	(二) 小学校、中学校、高等学校およびこれらに準ずるものに在学する者	(三) 七十歳以上の者	展 設 人 観 覧 す る 場 合

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

現行

展 示 場 合	示 オ ー プ ン ギ	室 ヤ ラ リ ー を 併 せ て 使 用 す る 場 合	講 堂	研 修 室
	四、九四〇円		三、〇九〇円	一、九五〇円
	九、二六〇円		四、九四〇円	二、九八〇円
	一三、三七〇円		七、八二〇円	四、七三〇円
料、入場	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。

2 設備

区 分	金 額 一 回 (五時間以内)につき
ワイヤレスマイク (削る) (削る) (削る) (削る)	一三〇円

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

展 示 場 合	示 オ ー プ ン ギ	室 ヤ ラ リ ー を 併 せ て 使 用 す る 場 合	講 堂	研 修 室
	四、八〇〇円		三、〇〇〇円	一、九〇〇円
	九、〇〇〇円		四、八〇〇円	二、九〇〇円
	一三、〇〇〇円		七、六〇〇円	四、六〇〇円
料、入場	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。	料等を徴 収する場 合は、上 記の金額 の三割増 しとす る。

2 設備

区 分	金 額 一 回 (五時間以内)につき
ワイヤレスマイク カセットテープレコーダー スライド映写機 十六ミリ映写機 ビデオテープレコーダー	一三〇円 二二〇円 五三〇円 三、一〇〇円 一、四〇〇円

別紙

[illegible]

を	「	一六、四六〇円	」に、	「	二四、〇〇〇			
円	」を	「	二四、六九〇円	」に、	「	五、三〇		
〇円	」を	「	五、四五〇円	」に、	「	一五、〇		
〇〇円	」を	「	一五、四三〇円	」に、	「	六、		
一〇〇円	」を	「	六、二七〇円	」に、	「	一		
、	〇〇〇円	」を	「	一、三一〇円	」に、	「		
一七、〇〇〇円	」を	「	一七、四九〇円	」に				
、	「	三、〇〇〇円	」を	「	三、〇九〇円	」に		
、	「	四、九〇〇円	」を	「	五、〇四〇円	」に		
、	「	七、六〇〇円	」を	「	七、八二〇円	」に		
、	「	一、六〇〇円	」を	「	一、六五〇円	」に		
、	「	二、六〇〇円	」を	「	二、六七〇円	」に		
、	「	四、一〇〇円	」を	「	四、二二〇円	」に		
、	「	五八〇円	」を	「	六〇〇円	」に、	「	九四
〇円	」を	「	九七〇円	」に、	「	二、五〇〇円		
「	を	「	二、五七〇円	」に、	「	四、〇〇〇円		
「	を	「	四、一一〇円	」に、	「	六、四〇〇円		
「	を	「	六、五八〇円	」に、	「	二、〇〇〇円		
「	を	「	二、〇六〇円	」に、	「	三、一〇〇円		
「	を	「	三、一九〇円	」に、	「	五、〇〇〇円		

「を「五、一四〇円」に、「一、九〇〇円
」を「一、九五〇円」に、「二、九〇〇円
」を「二、九八〇円」に、「四、六〇〇円
」を「四、七三〇円」に改める。
別表第二号2の表中「三三〇円」を「三
四〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」
に、「五三〇円」を「五五〇円」に、「三
、一〇〇円」を「三、一九〇円」に、「三
、八〇〇円」を「三、九一〇円」に、「一
、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「二
、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「五
八〇円」を「六〇〇円」に、「一、六〇〇
円」を「一、六五〇円」に、「一、二〇〇
円」を「一、二三〇円」に改める。
（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の設置
および管理に関する条例の一部改正）
第二条 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の
設置および管理に関する条例（昭和五十六
年福井県条例第八号）の一部を次のように
改正する。

別表中「三十人」を「二十人」に改める
。
（福井県立歴史博物館の設置および管理に
関する条例の一部改正）
第三条 福井県立歴史博物館の設置および管
理に関する条例（昭和五十九年福井県条例
第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表中「三十人」を「二十人
」に改める。
別表第二号1の表中「三、四〇〇円」を
「三、五〇〇円」に、「六、四〇〇円」を
「六、五八〇円」に、「九、六〇〇円」を
「九、八七〇円」に、「四、八〇〇円」を
「四、九四〇円」に、「九、〇〇〇円」を
「九、二六〇円」に、「一三、〇〇〇円」
を「一三、三七〇円」に、「三、〇〇〇円
」を「三、〇九〇円」に、「七、六〇〇円
」を「七、八二〇円」に、「一、九〇〇円
」を「一、九五〇円」に、「二、九〇〇円
」を「二、九八〇円」に、「四、六〇〇円

[illegible]